

一組奥方三人、弓組は弓三十張、簡組は鐵炮三十挺を預けられて、その足輕三十人、外に手替六人、内三人は頭に下され、軍装の時は組へ出す規定であつた。又小頭は六人で、以上總計四十二人となり、御切米高千百十俵であつた。天和元年三月廿一日原田又右衛門長矩、同年九月廿八日北川又右衛門宣茂が簡頭に仰付けられ、二年九月廿八日吉田左太夫茂清が弓頭、半田惣兵衛景徳が簡頭となつたので、當初の者と共に七人七組となり、弓三組・簡四組に定め、以來連綿した。但し持簡頭は前記延寶に初めて置いたのではない。前田利長の時持簡二組があつて本庄主馬・河原兵庫がその頭となり、利常時代に之を廢してその足輕を悉く先手組に加へたとある。この組に屬する足輕の組地は、弓組は小立野弓町に在り、簡組は大田田に在つた。

**モチカヘダカ 持替高** 藩政の時、百姓が懸作を遠距離に有すれば、作配に困難を感ずるが故に、切高として之を賣却し、その代りに唐村又は近村で取高をすることがある。その後者を持替高といふた。

**モチザキジンジャ 持崎神社** 能美郡蛭川に在つた。式内等舊社記に、『持崎神社。板津郷蛭川村鎮座。稱『持崎明神。或云持崎者地名也。今爲『白山社。舊社也。』とある。然れば明治三十九年同地加茂神社に併合せられた白山社がそれであつたらう。

**モチソヘダカ 持添高** トリダカ 取高。

**モチダ 餅田** 鳳至郡七浦庄に屬する部落。天正十五年七月前田利家の皆濟狀には持田村と載せる。

**モチダカ 持高** 藩政の時、一村田地の高

は百姓によつて分割作配せられた。それを持高といふて、資産に應じ差がある。持高に對して免相に當る租米を藩又は藩の給人に納め、その殘餘が百姓の作徳米である。加賀藩では、百姓の持高は理論上その耕作權を有するに止つて、田品その物の所有權を意味しなかつた。故に藩命のある時は田地割が變更せられたのである。

**モチツキ 餅搗** 藩政時代の餅搗は正月前、寒に入つてから行はれた。概ね自家の臼・蒸籠を用ひ、召使等に搗かせるのであるが、又搗廻りといふて、諸道具を携へ來つて餅を作り、その賃錢を受けるものもあつた。普通鏡餅・糙斗餅・かき餅を作るが、その他に男兒のある家では杵卷、女兒のある家では繭玉も作つた。杵卷は、餅を軍配形にして雜木の柄を附けたもの、繭玉は柳又は木樅の枝に紅白の小さい餅を付けたもので、何れも正月それを床の間に飾つた。又水取りといふのは、搗き上げた餅を湯の中でちぎり、丸めて小豆餡をつけ、近親などに分配するものであつた。最後の一日を搗き終つた時に、手返しをするものは、臼から餅を高く取り上げ、一同と共に『千貫萬貫萬々貫』と祝詞を述べた。

**モチツツグミ 持筒組** ↓モチカタグミ 持方組。

**モチマルチヨウウジャタカラノイリフネ 持丸長者寶之入船** 上巻はこの外題で、下巻は宮の越錢屋くどきと題せられる。各冊四枚綴である。江戸安樂長壽軒の著とあるが、この地方の出版であらう。

**モチヤヒコハチ 餅屋彦八** ↓ダイシヨウ

ジギヌ 大聖寺絹。

**モチユミグミ 持弓組** ↓モチカタグミ 持方組。

**モツ 雲津** 珠洲郡正院郷に屬する部落。白山記に『モズノ白山』と見え、應永五年六月廿三日等の文書に正院郷内毛壽と書き、貞和六年七月等の須須神社文書には毛須と記し、今もモツと唱へてゐる。しかしクモツとも訓んだらしく、夫木抄三十三仲實朝臣の歌に『雲津より鈴めぐりするこし船のおきかけさかるほのくに見ゆ』といひ、續松葉集には『久毛津、能登』とある。能登名跡志に『雲津村は南北へ一里指出る所にて、雲津端として左右の浦を見渡し、間には越中立山など、二十里餘の海上ありといへども、手のとゞく程に見え、絶景至極にて名所記にもあり。雲津の里とは此所なり。』と記する。

**モツクヤド 海雲宿** 金澤御厩橋の橋爪にあつた。越前坂井郡梶浦の海女が毎年こゝに止宿して、海雲を城下に賣り歩いた。旅舎はもと昔屋橋爪大杉屋長兵衛であつたが、中頃こゝに轉じ、文化の初頃大杉屋から和泉屋小兵衛に譲り、慶應二年また福久屋文吉へ譲つた。

**モツシラヤマシヤ 雲津白山社** 珠洲郡雲津に鎮座する。白山記九所の小神の中に、『モズノ白山』と見え、式内等舊社記にも、『雲津白山神社。正院郷雲津村鎮座。稱『毛壽白山社。加賀國白山比咩神社之末社御子也。』と載せられ、能登名跡志には、『昔は大社なり。百姓に神主・龜主などゝあり。此の宮森は高き所の崎にあれば、諸方より見ゆる也。』とある。この神社を今は單に白山神社と呼んでゐる。

**モツノ 雲津野** 珠洲郡に在る。三日月日記に、『南村・森腰を通りて砂山へ登れば大なる野なり。此わたりを雲津野といふよし。雲雀鷹野の最中なる所といふ。夫より宇治引砂・宿崎・高波・伏見・小泊崎を過ぎて雲津村につくなり。』と記する。

**モトイチ 本市** 鳳至郡櫛比庄に屬する部落。

**モトウシツ 元宇出津** 珠洲郡羽根に在るといひ、能登誌に『羽根村田の浦と云所の山手に元宇出津といふ所あり。もと柵木の城下にて城の北平なり。』と記し、鳳至郡宇出津の舊位置である如くにいふが、誤であらう。宇出津は、承久三年注進の能登國田數目錄に珠洲郡宇出とし、文應二年の諸橋六郷田數目錄には鳳至郡宇出津とあるが、それは郡界の變遷によつて郡名を異にしたので、部落の位置を移動したのではあるまい。又柵木の城下は柵木で、羽根あたりにそれがあらうとも思はれぬ。

**モトウチ 本内** 鳳至郡櫛比庄に屬する部落。

**モトグルママチ 元車町** 金澤の町名。もと帶刀町の末から川下町端までをいうたが、今は舊帶刀町をも含んでゐる。元祿九年地子肝煎裁許付に公儀町・犀川油車とあり、越登賀三州志の享和三年幕府に進達した郷庄分町名附にも油車町があつて、その頃は油車町と言つたと見える。

**モトコロバ 元木呂場** 金澤の舊地名。變異記に、『享保十九年三月五日犀川川上新町大桑屋安兵衛といふ酒屋の後、元木呂場といふ所の小家より失火、上下臺所町不殘燒失。』